平成21年11月18日運輸審議会審理室

本邦航空運送事業者16社からの混雑空港運航許可申請事案 に関する公示について

平成21年11月17日付けで、本邦航空運送事業者16社からの混雑空港(成田国際空港、関西国際空港、東京国際空港、大阪国際空港)運航許可申請事案について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありましたので、運輸審議会一般規則第16条第1項の規定により官報に告示するとともに、同規則第4条の規定により公示したのでお知らせします。

なお、同規則第17条の規定により、利害関係人は本日から14日以内(平成21年12月2日(水)まで)に、運輸審議会に公聴会開催の申請ができますのでお知らせします。

(注) 利害関係人とは、事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者等 (同規則第5条) のことをいいます。

[連絡先]

運輸審議会審理室 審理室長:小室

課長補佐:中山 議事係長:石原

(代表) 03-5253-8111 (内線 53513,53515)

(直通) 03-5253-8810

〇国土交通省告示第1216号

運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成21年11月18日

国土交通大臣 前原 誠司

	1		
事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21第9002号	混雑空港運航許可	株式会社日本航空インタ ーナショナル	申請混雑空港成田国際空港
平21第9003号	混雑空港運航許可	株式会社日本航空インタ ーナショナル	申請混雑空港 関西国際空港
平21第9004号	混雑空港運航 許可	株式会社日本航空インタ ーナショナル	申請混雑空港東京国際空港
平21第9005号	混雑空港運航 許可	株式会社日本航空インタ ーナショナル	申請混雑空港 大阪国際空港
平21第9006号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平21第9007号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港 関西国際空港
平21第9008号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平21第9009号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21	混雑空港運航	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港
第9010号	許可		成田国際空港
平21	混雑空港運航	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港
第9011号	許可		関西国際空港
平21	混雑空港運航	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港
第9012号	許可		東京国際空港
平21	混雑空港運航	エアーニッポン株式会社	申請混雑空港
第9013号	許可		大阪国際空港
平 2 1	混雑空港運航	株式会社ジェイエア	申請混雑空港
第 9 0 1 4 号	許可		成田国際空港
平21	混雑空港運航	株式会社ジェイエア	申請混雑空港
第9015号	許可		関西国際空港
平 2 1	混雑空港運航	株式会社ジェイエア	申請混雑空港
第 9 0 1 6 号	許可		東京国際空港
平 2 1	混雑空港運航	株式会社ジェイエア	申請混雑空港
第 9 0 1 7 号	許可		大阪国際空港
平21	混雑空港運航	日本貨物航空株式会社	申請混雑空港
第9018号	許可		成田国際空港
平 2 1	混雑空港運航	日本貨物航空株式会社	申請混雑空港
第 9 0 1 9 号	許可		関西国際空港
平21	混雑空港運航	エアーセントラル株式会社	申請混雑空港
第9020号	許可		成田国際空港

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21	混雑空港運航	エアーセントラル株式会	申請混雑空港
第9021号	許可	社	大阪国際空港
平21	混雑空港運航	アイベックスエアライン	申請混雑空港
第9022号	許可	ズ株式会社	成田国際空港
平21	混雑空港運航	アイベックスエアライン	申請混雑空港
第9023号	許可	ズ株式会社	大阪国際空港
平 2 1	混雑空港運航	エアーネクスト株式会社	申請混雑空港
第 9 0 2 4 号	許可		成田国際空港
平21	混雑空港運航	株式会社エアーニッポン	申請混雑空港
第9025号	許可	ネットワーク	関西国際空港
平 2 1	混雑空港運航	株式会社エアーニッポン	申請混雑空港
第 9 0 2 6 号	許可	ネットワーク	東京国際空港
平 2 1	混雑空港運航	株式会社エアーニッポン	申請混雑空港
第 9 0 2 7 号	許可	ネットワーク	大阪国際空港
平21	混雑空港運航	日本トランスオーシャン航空株式会社	申請混雑空港
第9028号	許可		関西国際空港
平 2 1	混雑空港運航	日本トランスオーシャン航空株式会社	申請混雑空港
第 9 0 2 9 号	許可		東京国際空港
平 2 1	混雑空港運航	株式会社スターフライヤー	申請混雑空港
第 9 0 3 0 号	許可		関西国際空港
平 2 1 第 9 0 3 1 号	 混雑空港運航 許可	 株式会社スターフライヤ -	申請混雑空港 東京国際空港

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21	混雑空港運航	スカイマーク株式会社	申請混雑空港
第9032号	許可		東京国際空港
平21第9033号	混雑空港運航 許可	北海道国際航空株式会社	申請混雑空港 東京国際空港
平21第9034号	混雑空港運航	スカイネットアジア航空	申請混雑空港
	許可	株式会社	東京国際空港
平21第9035号	混雑空港運航	株式会社ジャルエクスプ	申請混雑空港
	許可	レス	大阪国際空港
平21第9036号	混雑空港運航	日本エアコミューター株	申請混雑空港
	許可	式会社	大阪国際空港

- 運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)(抄)
 - 第4条 運輸審議会が公示する事項は、第22条及び第31条第1項の規定によるほか、 これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。
 - 第5条 国土交通省設置法第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次 の各号の一に該当する者をいう。
 - 一 許可、認可、免許、承認若しくは特許の申請者、同意を要する協議をした 者又は行政不服審査法による不服申立てをした者(以下「事案の申請者」と いう。)
 - 二 事案において、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分の名あて人 となるべき者
 - 三 事案の申請者と競争の関係にある者

四•五 (略)

- 六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者
- 第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、 事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

ー・二 (略)

2 • 3 (略)

- 第17条 第5条に規定する者(以下「利害関係人」という。)は、件名表に登載された 事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、(中略)告示の日(件 名表が改定されたことにより新たに利害関係人となった者については、その告示 の日)から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出し なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 事案の件名及びその番号
 - 三 理由及び利害関係を説明する事項